

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示
区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担
及び保険料（税）の減免措置に対する令和5年度以降
の財政支援の取扱いについて

計3枚（本紙を除く）

Vol.1065

令和4年4月8日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

復 本 第 680 号
保 発 0408 第 13 号
老 発 0408 第 1 号
障 発 0408 第 5 号
令和 4 年 4 月 8 日

都道府県知事
各 市 町 村 長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

殿

復 興 庁 統 括 官
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置
に対する令和 5 年度以降の財政支援の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料・介護保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免措置（以下「特例減免措置」という。）については、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）において、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされている。

当該閣議決定を踏まえ、令和 5 年度以降、特例減免措置に対する財政支援の取扱いについては、下記のとおり見直すこととしたため、内容を御了知いただくとともに、都道府県知事におかれては、貴管内保険者、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び関係団体に対する周知につき、特段の御配慮をお願いします。

なお、本内容については、令和 5 年度以降における政府予算案の可決・成立が前提となるため、具体的な財政支援の内容については、追って通知することを申し添える。

記

1. 特例減免措置の見直し対象地域

特例減免措置の見直しについては、平成 29 年 4 月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とすること。

また、避難指示区域等の指定が解除されてからの期間をきめ細かく考慮し、以下の①から④までの区分で施行することとしたこと。

なお、平成 31 年（令和元年）以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及びこれから避難指示区域等の指定が解除される地域（特定復興再生拠点区域を含む。）についても、同様の考え方により特例減免措置の見直しを進めること。帰還困難区域については別途検討すること。

	対象の考え方	具体的な福島県内の対象地域
①	平成 26 年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等（※2）	・ 広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点
②	平成 27 年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・ 楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）
③	平成 28 年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）
④	平成 29 年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・ 飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）

2. 特例減免措置の見直し内容

- (1) 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から 10 年程度で終了すること（避難指示解除の日が属する年の翌年 4 月から 10 年間を基本）。
- (2) 見直しについては、令和 4 年度は周知期間とし、令和 5 年度（令和 5 年 4 月）から順次実施すること。具体的には、①から④までの各地域における特例減免措置の見直しが始まる年度（以下「見直し開始年度」という。）は以下のとおりとすること。

	見直し開始年度
①	令和 5 年度
②	令和 6 年度
③	令和 7 年度
④	令和 8 年度

(3) 被保険者等の急激な負担増を防ぐ観点から、複数年にかけて段階的に見直すこととしたこと。具体的には以下ア、イのとおり見直しを実施すること。

ア 被保険者等の保険料（税）額

- ① 見直し開始年度については、被保険者等の保険料（税）額の半額の免除に対して全額の財政支援を実施すること。
- ② 見直し開始年度の次年度以降については、被保険者等の保険料（税）の減免に対する財政支援は行わないこと。

イ 被保険者等の一部負担金及び利用者負担

- ① 見直し開始年度及び見直し開始年度の次年度については、被保険者等の一部負担金及び利用者負担の減免に対する全額の財政支援を実施すること。
- ② 見直し開始年度の次々年度以降については、被保険者等の一部負担金及び利用者負担の減免に対する財政支援は行わないこと。

(※ 1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※ 2) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等をいう。